

■定期預金共通規定■

1. (規定の範囲)

本規定は、各定期預金（以下、「この預金」と言います。）に共通して適用する事項を定めます。

本規定が適用となる定期預金は、当該定期預金規定にその旨を表記します。

2. (証券類の受け入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の場合は当該受け入れの記載を取り消し、証書の場合は証書と引き換えに、取引店で返却します。

3. (届出事項の変更、通帳、証書の再発行等)

- (1) 預金口座の開設の際には、当行は法令で定める本人確認等を行います。預金口座の開設後も、この預金の取引にあたり、当行は法令で定める本人確認等を行う場合があります。本項により当行が預金者について確認した事項に変更があったときには、直ちに当行所定の方法により届け出てください。
- (2) 通帳、証書、印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 通帳、証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳、証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 当行が通帳、証書を再発行するときは、当行所定の手数料をいただきます。

4. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も、同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選

任がされている場合にも前2項と同様に届け出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届け出てください。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

5. (印鑑照合)

払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

6. (譲渡、質入れ等の禁止)

(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳、証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

7. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

8. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務(元本補てん契約のない信託勘定からの債務を除く。以下同じ)と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものであるとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳、証書は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては借入金等の約定にかかわらず当行が負担します。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

9. (本人名義以外の口座への振込および他行振込の取り扱い)

この預金またはこの預金の利息（中間利払利息および同額自動継続の場合の満期利息を除きます）の払戻しを当行および株式会社みずほ銀行にある本人名義以外の口座に振込むよう指定された場合（他行にある本人名義の口座および本人名義以外の口座も含みます）には、当行は振込み通知発信のときに、これらの金額から当行所定の振込手数料を差引きます。また、満期日が銀行の休日にあたるときはその翌日に振込み発信することとし、満期日から当該発信日までのこの預金および利息については付利を行いません。

なお、これらの金額が当該振込手数料以下の場合には、当行および株式会社みずほ銀行にあるご本人名義の口座以外の口座での受け取りはできません。

10. (指定口座)

本規定および本規定が適用となる定期預金規定において、指定口座は、原則、当行または株式会社みずほ銀行に開設された本人名義の口座に限定します。

11. (証書の効力)

証書式の場合、満期日に元金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに取引店に返却してください。

1 2. (準拠法令、合意管轄)

- (1) この預金取引の契約準拠法は日本法とします。
- (2) この預金取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

1 3. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、民法第548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始時から適用されるものとします。

●附則

本則第9条（本人名義以外の口座への振込および他行振込の取り扱い）は、2018年9月1日（当日も含む）以降を預入日とする契約（自動継続により当該日以降を書替継続日とする契約も含まれます。）に適用します。

以上